

新旧対照表

《 nanaco カード会員規約（個人情報登録選択式カード版）》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

現行	改定後	備考
<p>第12条（退会および会員資格の喪失）</p> <p>3. 会員が死亡した場合には、会員資格は喪失され、一切のnanaco電子マネーサービスを利用できなくなります。この場合、nanacoカード内残高およびセンター預り残高はゼロとなり、また、現金の払戻しも行われません。</p> <p>4. 第1項および第2項の場合、会員であった者は、第3条第7項に定めるほか、当社の指示に従い、nanacoカードを返還するか、自らの責任において直ちに切断のうえ破棄するものとします。</p> <p>5. 登録申込書等に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます。）は、当社の判断により登録会員の資格を取消することができるものとします。</p>	<p>第12条（退会および会員資格の喪失）</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p>3. 第1項および第2項の場合、会員であった者は、第3条第7項に定めるほか、当社の指示に従い、nanacoカードを返還するか、自らの責任において直ちに切断のうえ破棄するものとします。</p> <p>4. 登録申込書等に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます。）は、当社の判断により登録会員の資格を取消することができるものとします。</p>	<p>【改定】 実態との齟齬を修正するため</p>